

平成 2 4 年 第 4 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成24年第4回京丹波町議会臨時会

平成24年11月5日(月)

開会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第70号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更に  
ついて

第 5 議案第71号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16人)

1番 小田 耕治 君

2番 篠塚 信太郎 君

3番 村山 良夫 君

4番 梅原 好範 君

5番 横山 勲 君

6番 山田 均 君

7番 東 まさ子 君

8番 岩田 恵一 君

9番 松村 篤郎 君

10番 坂本 美智代 君

11番 西山 和樹 君

12番 原田 寿賀美 君

13番 北尾 潤 君

14番 森田 幸子 君

15番 山内 武夫 君

16番 野口久之君

4 欠席議員（0人）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（7人）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
土木建築課長	十倉隆英君

6 出席事務局職員（2人）

議会事務局長	長澤誠
書記	上西貴幸

開議 午前9時

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第4回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、15番議員・山内武夫君、1番議員・小田耕治君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第70号他1件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

11月2日に、議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

10月23日に、交通網対策特別委員会による管外視察研修が実施され、デマンドバス運行についての視察研修が行われました。

また、10月29日、30日には、町村議会広報研修会が開催され、議会広報特別委員会から3名の委員が参加され、研修いただきました。

議会広報特別委員会は、議会だより発行に向け、6回の委員会が開催され、議会だより第32号を発行いただきました。

また、山田 均議員におかれましては、35年以上の永年在職町村議会議員に対して贈られます、総務大臣感謝状を授与されましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんよろしくお願いをいたします。

また、全員協議会終了後、議会広報特別委員会が開催されますので、委員の皆さんには大変ご苦勞さんですがよろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4 議案第70号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更について ～ 日程第5 議案第71号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）について》

○議長（野口久之君） 日程第4 議案第70号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更についてから、日程第5 議案第71号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）を一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾） おはようございます。本日ここに、平成24年第4回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第70号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更につきましては、工期を平成24年12月28日から平成25年3月29日に延長することをお願いしております。工事による建設発生土の盛土予定地であります隣接地の借地者との工程調整によるものであります。

議案第71号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきましては、丹波パーキングエリア（仮称）と一体的な地域振興拠点の整備にかかる限度額7億9,000万円の債務負担行為の追加をお願いしております。「交流拠点」、「情報発信拠点」、「おいしさの拠点」としてDBO方式により整備する「（仮称）ハイウェイテラス・京たんば整備事業」の事業者選定手続きを実施するため、債務負担行為を設定するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきます

ようにお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） おはようございます。ただ今上程となりました議案第70号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

変更の内容につきましては、頂上部の土塊除去に伴う処理方法といたしまして、地すべりによる隆起等が生じた下部にある私有地の押え盛土としてその土砂を利用することとしておりましたが、現在、畑川ダム工事の施工業者が現場事務所や建設資材等の施工ヤードとして盛土材の計画地を借地されていることから、協議を行いながら工事を進めることとしております。施工箇所におかれた資材や機材等の撤去、また施工ヤードの確保等、借地諸般にご協力いただき、工程調整を実施しながら施工範囲を分割しまして段階施工を行っていく必要がありますので、履行期間の延期をお願いするものでございます。

議案書のページをめくっていただき、新旧対照表をご覧ください。最下段の6の契約期間を当初の「平成24年12月28日」までから「平成25年3月29日」までとしてお願いするものでございます。最後のページに工程表を付けております。工程表をご覧ください。上段赤色で示しておりますものが当初の工程でございます。下段の黒色の線が変更の工程であります。上から3段目の残土処理工と下から7段目の付帯工等について工程の調整が必要となりますことから、工期の変更をお願いするものであります。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第70号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは議案第71号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を申し上げたいと思います。

今回の補正予算につきましては、町長の提案理由の説明にございましたとおり、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点整備に係る限度額7億9,000万円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

1枚めくっていただきまして1ページの第1表、債務負担行為補正でございますが、事項といたしましては、地域振興拠点整備事業、期間につきましては、平成24年度から平成26年度まで、限度額につきましては、7億9,000万円でございます。

この内容でございますが、設計、建設、運営を一体として契約をいたしますDBO方式によ

りまして、平成25年度から平成26年度にかけて整備いたします（仮称）ハイウェイテラス・京たんば整備事業の事業者選定に係る入札手続きを実施するために、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

この内訳といたしましては、平成25年度には振興拠点施設、それから防災拠点となる広場の上屋、そして施設周りの外構工事の設計費といたしまして3,400万円。平成26年度には、その建設工事費といたしまして7億4,000万円。それと工事監理費の1,600万円ということで予定をさせていただいているところでございます。

なお、最後のページに支出予定額等に関する調書ということで付けておりますが、その中で財源内訳といたしましては国・府支出金といたしまして国庫補助金であります補助率40%の社会資本整備総合交付金3億1,600万円。それから地方債といたしまして過疎債を4億7,400万円予定をさせていただいているところでございます。

なお、平成27年度以降の施設の運営の関係につきましては、事業者が設立をいたしますSPCという特別の目的会社でございますが、この会社を指定管理者に指定をいたしまして町管理部分全体につきまして運営・管理をいただく予定でございます。その事業運営による収益から施設の使用料を町に支払っていただくという計画としておりますので、今回お願いしております債務負担行為につきましては、施設の設計と建設に係る部分のみとなっているところでございます。

なお、資料を配付させていただいておりますので、所管課長から説明をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） それでは引き続きまして資料の説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧くださいと思います。全体事業費についてであります。基本計画策定時の概算事業費15億2,500万円を3億円増の18億2,500万円としたところでございます。まず、土木構造物として基本計画において洪水調整池計画について方針が示され、以降基本設計や詳細設計において検討いたしまして、並行して治水協議を重ねたところ、必要な調整池容量が増加することとなりました。また、隣接する古墳公園との連携・活用する方針を踏まえ、より人が立ち寄り易い散策路の整備等を行うこととしたため1億3,500万円の増額としたところであります。

建築施設につきましては、防災拠点としての機能を具体的に検討し、広場の上屋や耐震性の貯水槽、防火水槽等を整備する必要があるため1億6,500万円の増額としたところであります。

資料の2ページ、施設配置図の案をご覧いただきたいと思います。図面の上側が南側でございますが、丹波綾部道路の本線であります。図面の中央くらいの位置に赤色の一点破線がありますが、その一点破線から北側、図面の下側にかけては町で整備を行う部分であり、図面の下側水色に着色した部分を1号調整池として本町が管理します管理区域内の調整池として協議を進めております。

また、調整池と古墳公園の間の二本線で図示しておりますのが散策路であり、古墳公園内の散策路と連絡し、振興施設まで散策路を計画しております。防災拠点機能につきましては、中央の建築施設下側の水色のゼブラ表示部分であり、通常時は交流広場としての機能を兼ねたものとして利用していきたいと考えております。

資料の3ページをご覧下さい。本日債務負担行為としてお願いする7億9,000万円の内訳表でございます。先ほどの総務課長の説明と重複しますが、設計費として合わせて5,000万円。工事費として7億4,000万円の内訳といたしております。次に資料の4ページをご覧下さい。(仮称)ハイウェイテラス・京たんば整備事業のイメージ図を添付しております。本日お願いしております債務負担行為額7億9,000万円の対象となる設計・建設範囲につきましては、赤色の実線で囲んでいる部分であり、建物が2,252平方メートル。建物周りの修景や通路部分が1,988平方メートル。非常時駐車場が912平方メートルとしております。合わせて防災拠点機能の整備を対象としております。建築施設に係る設計要求事項につきましては、次の5ページ、6ページに各施設ごとの概要を記載しておりますので、ご確認いただきたいと考えております。

また、先ほどのイメージ図の青色の実線で囲んでいる部分につきましては、完成後の施設運営と維持管理を委託する部分となります。

最後のページに整備計画のスケジュールを付けております。本日お認めいただきましたら、早急に事業者選定に向けて入札公告を行い、年度内に事業者を選定し、平成25年度に建築設計、平成26年度に建築工事を行うスケジュールで進めていくこととしております。以上、誠に簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(野口久之君) 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第70号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更についての質疑を行います。

山田君。

○6番(山田 均君) 1点お尋ねしておきたいと思うんですけれども、今、工程表の説明があったんですが、これによりますと特に残土処理について当初の予定から遅れるということにな



ろうかと思うんですけれども、工期を延長する理由として畑川ダムの建設事務所や資材が置いてあるということなんですけれども、畑川ダムの追加工事そのものは既に終わっているのかどうか1点お尋ねしておきたいと思います。工事をやっていることになれば、実際に現場の中で建設資材の移動など調整するという話もありましたが、場所も限られている中で具体的にそういう方法がとれるのかどうかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 畑川ダムの工事の関係につきましては、追加工事等も発注されて、まだ工期が3月末まで工事が続いておりますので、工事は引き続き行われているということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 合わせて工事が3月末まで追加工事がやられておる中で、具体的に現場事務所等、また建設資材が置いてある場所で残土処理をしないといけないということだと思うんですが、説明がありましたように資材等を移動させていただくということでしたけれども、その借地をしようとしている土地に町が発注しております地すべりの残土を置くわけですので、具体的に全体を使わなくても十分一部の場所でいけるということなのか。また、高く積み上げることになると、片方は建設事務所があって、人の出入りもあるということになると、非常に危険性も伴うわけなんですけれども、それは全体の借り受ける土地の中でどの程度の範囲を、例えば半分とか3分の1とかの中に残土が置けることになっているのかどうか、その点伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 地すべりが発生しました箇所の下側に二つの土地がございまして、その二箇所全体を頂上部の廃土を利用して50センチ程度盛土を行うこととしております。現在、畑川ダムの工事の関係で借地されている土地は、東側の土地に現場事務所棟が建てられて、その現場事務所なり建設資材等を順次撤去いただきながら盛土として50センチ上げますので水路等もやり替える必要がございます。そういった関係で、駐車場なり資材等を順次撤去していただきながら段階的に施工していき、最後には全体的に50センチ程度かさ上げをした土地としてお返しするというところで進めております。以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） そうしたら今、畑川ダム関係の土地と反対側のところに廃土が持ち込みされているのかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君）西側の土地につきましては、現在ある程度土砂を盛っております。あとその土地については、転圧と水路の敷設等が残っているということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 工程表をみましたら、斜面对策の土工ということで掘削というのが11月に当初も変更後もなっているわけですが、これからまだ廃土をするわけですか。それとも西側のところに50センチ以上盛土がされているということですか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 西側のところには当初の計画どおりの土量しか置いておりません。あと東側の土地に置く土砂につきましては、今から頂上部の土を廃土するというところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 工程表を見ますと、残土処理そのものは1月の10日前後から25日前後までとなって、半月あまりで盛土をするということになっているんですが、具体的には既にそういう資材が移動されて盛土を置ける場所が確保されていると。あとは隣接地の盛土と側溝工をやるとなっているんですが、具体的にここに示されておる残土処理、1月に行う残土処理の量はこの部分ではどれだけの盛土の量なのか。それからもう一つ、下の付帯工ということで、隣接地の盛土というのが1月の20日頃から2月20日頃まで1カ月ということになっているんですが、これはどれぐらいの量を予定されているのか伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 頂上部の3,000立米の土を削りまして、盛土を行うということでございます。残土の運搬と一編に盛土ができませんので、仮置きではないんですが、一部土を盛っておきまして、林縁部のところに側溝が入りますので、側溝と合わせて部分的に盛土を行って最後に全体的な盛土工事を仕上げるということで計画をしております。以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

議案第70号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長(野口久之君) 次に、議案第71号 平成24年度 京丹波町一般会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

山田君。

○6番(山田 均君) それぞれ担当課長から補足説明をいただいたんですが、最後に資料として付けていただいている拠点整備の計画スケジュールがあるんですが、そこを見ますと、事業者選定の中の一番下段ですが、事業者選定、そして建築設計、建築工事となっていて、平成24年、25年、26年ということになっているんですが、はじめ総務課長から債務負担行為の説明の中で、平成24年が3,400万円、25年が建築工事で7億4,000万円という説明があったと思うんですけども、この資料を見ておきますと、示されている金額と今の説明と若干違いがあるように思うんですが、改めて伺っておきたいと思います。3ページの資料では、設計費が5,000万円、工事費が7億4,000万円となっているんですが、5,000万円の内3,400万円設計に支出するというのであれば、また改めて次支出ということになるんですが、これは設計の中に工事監理というのがあるので、分けているということなのか。この予算の設計費、工事費があがっているんですが、その関わりでいくと、一番裏に付けておきますスケジュールの計画表のどの時点で支出をしようということなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長(野口久之君) 伴田総務課長。

○総務課長(伴田邦雄君) 私申し上げましたのは、平成25年度と申し上げたつもりでございましたので、24年度ということは言っていなかったと思います。

5,000万円の設計費のうち、3,400万円につきまして25年度でございます。その設計費の中に工事監理費が1,600万円含まれているということで、その建設工事費と工事監理費を足したものが26年度ということでございます。以上でございます。

○議長(野口久之君) 東君。

○7番(東まさ子君) 議案書の1ページのところに、債務負担行為について財源内訳が示してあります。国補助金が3億1,600万円。地方債が4,740万円ということで、債務負担

行為になる部分の財源内訳となっておりますが、工事全体になると18億2,500万円というのですが、この18億2,500万円を財源内訳するとどのようになるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 18億2,500万円の事業費の内訳につきましては、一般財源が3,800万円。交付金で建物等を整備する市街地整備分が6億1,280万円で、基盤整備として道路等を整備する部分が1億6,575万円でございます。また起債につきましては、10億845万円という内訳となっております。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきたいと思うんですが、債務負担行為で議決されますと、基本的にはそれで支出ができるということになるんですが、政令等によりますと、具体的に工事を発注する場合、議会の議決を必要とするという分もあるようでございますけれども、今後の流れとしては、今スケジュール表もあったわけですが、25年度に設計業務等を発注するというところでございますが、建築、建屋の分で7億4,000万円ということになっておるんですが、これは当然発注する場合、議会の議決が必要なのかどうか。事業者選定を含めて債務負担行為の中で処理をされることになるのか、その点について伺っておきたいと思いません。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 事業者の選定等終わりましたら、本契約につきまして議会の承認を提案させていただき、事業者との契約をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 財源内訳ですが、過疎債ということで10億845万円ということですが、これは返済することになると何年間で、1年間にいくらずつ返済していくことになるのか。それと、この施設の利用料ですが、利用料を事業者から町がいただくということになっておりますが、固定額と変動額ということで示されておりましたが、大体利用料はどれくらい見込んでおられるのかお聞きしておきたいと思いません。それと、過疎債の年度における返済額についてお聞きしたいと思いません。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 過疎債につきましては、3年据え置き12年償還ということでございます。金額につきましては、はじいておりませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 施設の利用料につきましては、現在考えておりますのが固定額 2,000 万円と、あと提案等を受けて 1%以上の収益見合いの利用料をプラスしていきたいと考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 縦貫道が開通するということで、通行量を1日1万8,100台、大型車1日4,300台を見込んだ事業となっておりますけれども、もしこうした見込みの車が通らなかった場合、事業としてはどうなっていくのか。また、この事業において町が事業者と契約するわけですが、いろんな見込み違い等があつてこの事業がうまくいかなかった場合の契約の解除についてはどのように考えておられるのかお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 施設の収益等の見込みにつきましては、1万1,000台程度の交通量で各施設規模を算定しております。また、計画交通量につきましては、1万8,100台ということで、20年後の予測の数値で明記しているところでございます。また、いろんな道路の利用状況なりがございまして、そのリスクの分担表につきましては、現在公表しているんですが、その中で定期的な見直しの協議というのも必要ではないかということで、現在検討をさせていただいているところでございまして、今思っておりますのが、運営開始から3年目くらいまで毎年現在の状況を確認しながら見直し等についても協議する必要があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただ今上程になっております議案第71号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場から討論を行います。

今回、提案になっております内容の一番中心、債務負担行為ということになっておるわけですが、これは地域拠点施設事業、計画をされております（仮称）ハイウェイテラス・京たんばの整備事業を整備しようということでの債務負担行為であります。公共工事に民間活力導入型の手法としてPFI法が施行され、このPFI事業が全国的に取り組みれておるわけですが、多くの問題も引き起こしております。その最大の原因というのが計画立案時に議会や地域住民を説得するために事業の過大な予測によるものが中心であります。今回、取り組もうとしておりますDBO方式は、資金調達を町、いわゆる公共が行い、設計から建設維

持管理まで一つの事業として民間が行うため、コストの削減が図れるとか、資金調達を公共で行うために、金利負担が安くなるなどの効果が示されているわけではありますが、公共サービスの市場化の一つとして、P F I 事業が導入され、不況化の大企業、金融機関、ゼネコンのための新事業を作り出すために従来の公共分野の仕事を広く民間市場に明け渡すというもの、日本共産党はこれまで指摘をしてきておるわけでございます。地域振興拠点整備事業ではD B O 方式を取り入れて、特定目的会社S P Cを民間で設立して運営することになっておりますが、特定目的会社の経営が行き詰って負債を抱えても特定目的会社が破産をすれば債務が町民負担となります。一方では事業運営から利益が上がれば特定目的会社の儲けになるというものでございます。また、既に業者が農産物の生産団体などへ自分の会社が事業を行うような言い方で参加の働きかけをする、こういう動きもでておるわけでございます。こうした運営で住民にとって本当に必要なものなのか。場所はこの場所で良いのかなど、京都縦貫道の通行車両中心に考えるのではなく、町の中に人を引き寄せる施策を行うべきだと、この点を指摘して反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山内君。

○15番（山内武夫君） ただ今提案になっております議案第71号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）の賛成討論を行いたいと思います。

丹波パーキングエリアとの一体的な地域振興拠点施設、これの整備事業につきましては、ご案内のとおり京都縦貫道の京都丹波綾部道路が開通をするということから、一般道の通行車両の大部分が自動車道へと流出をするというようなことが懸念をされております。そういうことが懸念される中で、今回施工されようとしております本事業につきましては、本町の特色を生かした食の供給地としての地産地消をはじめとする食のブランドの確立によって、都市の住民との交流も図られるというものでありまして、また一方では、地域経済、また雇用の面におきましても、拡大が多いに期待できると考えるものであります。京丹波町におきます立地とまた自然条件を生かした今回のプロジェクト、これにつきましては町の発展に大きく寄与するものだというようにも考えますし、この機を逃しますと二度とできるものではないと考えております。まさに時期を得た一大事業であるというように思います。今回の補正でありますように、多額の投資ではありますが、国・府の積極的な財政の支援の裏付けのもとに提案されております今回の補正予算につきましては、賛成こそすれ反対する理由は何一つないということをお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

議案第71号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長(野口久之君) 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成24年第4回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労様でございました。

午前9時48分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 山内 武夫

〃 署名議員 小田 耕治